

## 議案第43号

### 大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める 条例案

#### (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

#### (地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66に定めるところによる。

#### (施行規則等の改正に伴う経過措置)

第4条 施行規則（施行規則を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している地域包括支援センターが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

#### (施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 2 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

介護保険法に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 考)

介護保険法（抄）

（地域包括支援センター）

第115条の46 省 略

2 - 3 省 略

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 - 9 省 略